

主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法市民ラジオ — テレビやラジオなどを妨害！ —

日本国内で使うことのできる市民ラジオの空中線電力は0.5ワット以下であり総務省の技術基準適合マークが貼り付けられています。

不法市民ラジオの多くは空中線電力が数ワットで、中には電力増幅器を付加し、数百ワットの出力にした悪質な事例もあります。

- 〈妨害事例〉 ・ 電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
- 〈妨害事例〉 ・ 電子機器(OA 機器、医療機器など)が誤作動する。
- 〈妨害事例〉 ・ 漁業用無線が使えなくなる。



技術基準適合マーク



不法市民ラジオ送受信機

2 不法アマチュア無線 — 消防、防災、放送などの重要無線通信を妨害！ —



アマチュア無線を使うためには、無線従事者資格とアマチュア無線局の両方の免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例もあります。

- 〈妨害事例〉 ・ 重要無線通信（消防、防災、放送など）を妨害し、人命の安全、財産の保護などに係る活動が阻害される。

3 不法船舶無線 — 免許を受けた船舶無線の通信などを妨害！ —

船舶無線を使うためには、無線従事者資格と船舶の無線局の両方の免許が必要です。漁船やプレジャー船等の船舶が、免許を受けずに船舶無線を使用すると電波法違反となります。

船舶無線は、海岸局や船舶相互間での通信に使われ、秩序正しい通信が求められます。

不法船舶無線の中には、ルールを無視して、他の無線通信に妨害を与える恐れがあります。

- 〈妨害事例〉 ・ 船舶の遭難、緊急時の通信に妨害を与える。

4 不法パーソナル無線　－携帯電話などを妨害！－

パーソナル無線は、平成 27 年 11 月 30 日をもって免許制度が終了しており、新たに無線局の免許が付与されることはありません。

近畿総合通信局管内においては、令和 3 年 7 月 10 日をもってすべてのパーソナル無線の免許期限が満了しており、有効な免許を持ったパーソナル無線は存在していません。

車両などに設置してあるパーソナル無線はすべて不法無線局となります。

〈妨害事例〉　・携帯電話が使えなくなる。

5 外国規格の無線機　－放送事業用無線などの重要無線通信を妨害！－

近年、一部の店舗、通信販売業者、インターネット等で、外国規格の無線機が販売されています。外国規格の無線機は日本の電波法令で定める技術基準に合致せず、日本国内で使用すると電波法違反になる無線機が多くあり、他の無線局等に妨害を与える恐れがあります。

日本の技術基準に適合している証明を受けた無線機には技術基準適合マーク（技適マーク）が付されています。

〈妨害事例〉　・放送の中継回線へ混信・妨害を与える。